

特定遊興飲食店営業の場所的基準

許可を受けることができる場所は、次のとおりです。

1 営業所設置許容地域であること

条例第12条により、特定遊興飲食店営業の営業ができる地域として、営業所設置許容地域を指定しています。

ただし、病院等の敷地から20メートルの範囲は営業できません。

※患者を入院させる施設がない場合は、「病院等」に当たりません。

「営業所設置許容地域」は次のとおりです。

長崎市	1 本石灰町、船大工町、銅座町、丸山町1番、寄合町2番1号から4号まで、籠町2番から4番まで及び9番、新地町1番から3番まで及び8番から13番まで並びに浜町10番 2 浜口町及び岩川町
諫早市	1 永昌東町1番から20番まで並びに天満町1番及び3番から13番まで 2 八天町2番から7番まで、高城町6番、8番及び9番、本町、東本町1番及び2番、東小路町8番から12番まで、栄町1番から5番まで、八坂町1番、3番及び5番から7番まで、八坂町1番、3番及び5番から7番まで並びに上町1番から3番まで
島原市	高島1丁目（一般国道251号線東側を除く）、高島2丁目（一般国道251号線東側を除く）、新町1丁目、万町、堀町及び中堀町（第一種住居地域を除く。）
大村市	西本町（一般国道34号線西側及び市道八幡町線南側を除く。）、本町（市道八幡町線南側を除く。）、東本町のうち市道大村駅前線、市道西本町宮ノ本線及び市道東本町線に囲まれた地域並びに市道大村駅前線、市道東本町線、市道八幡町線及び一般国道34号線に囲まれた地域、水主町1丁目のうち、市道水主町団地2号線、一般国道34号線、市道水主町中継ポンプ場線及び市道水主町1丁目線に囲まれた地域並びに水主町2丁目（第一種住居地域を除く。）
佐世保市	山県町1番から5番まで、塩浜町1番から4番まで、下京町、上京町、本島町及び島地町1番から3番まで
五島市	江川町1番地から5番地まで及び9番地から12番地まで、栄町2番地から9番地まで、福江町4番から6番まで及び10番から14番まで、末広町、中央町3番地から8番地まで、幸町1番地及び2番地、錦町3番地、三尾野1丁目1番並びに三尾野2丁目1番（準住居地域を除く。）

「営業所設置許容地域」は、県警ホームページに地図を掲載している風俗営業の「営業延長許容地域」と同一です。

2 営業所設置許容地域の例外

営業所設置許容地域の以外の地域であっても「ホテル等内適合営業所」に該当する県内のホテル又は旅館の施設内である場合は、許可することができます。

○「ホテル等内適合営業所」とは

特定遊興飲食店営業の営業所が、旅館業法第2条第2項に規定するホテル営業又は同条第3項に規定する旅館営業に係る施設内に所在し、かつ、良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすことがないため特にその設置が許容されるものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合するものとされています。

つまり、特定遊興飲食店営業の営業所がホテル又は旅館の施設内にあることが前提となります（ただし、ラブホテル及びモーテルは除きます。）。

※ 詳細は、警察署生活安全課にお尋ねください。